第十四条第三項中「限る」の下に「。次条第三項において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（筑波産学連携支援センター）

第十五条　事務局に、筑波産学連携支援センターを置く。

2　筑波産学連携支援センターは、つくば市に置く。

3　筑波産学連携支援センターは、第四条第四号に掲げる事務を分掌する。

4　筑波産学連携支援センターは、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　筑波研究学園都市に置かれる農林水産省の所掌に係る研究交流に必要な共同利用施設の利用に関すること。

二　農林水産業等に関する試験及び研究に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関すること。

三　農林水産業等に関する試験及び研究に係る計算に必要な電子計算機の共同利用の推進に関する企画及び調整に関すること。

四　筑波研究学園都市に所在する関係国立研究開発法人の行う試験及び研究に必要な事務のうち、その円滑かつ能率的な推進上一括して処理することが適当であると認められるものの処理に関すること。

五　筑波研究学園都市に所在する農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究に必要な事務のうち、農林水産技術会議会長が指定するものの調整に関すること。

（農業倉庫業法施行規則の一部改正）

第三条　農業倉庫業法施行規則（大正六年農商務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「（法）」を「（同法）」に、「限ル」を「限リ、同法第十六条（同法第二十六条第一項ノ規定ニ依リ準用）ノ規定ニ依ル検査ノ権限ヲ除ク」に改める。

（土地改良法施行規則の一部改正）

第四条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九十二条の四第一項第五号中「権限」の下に「（法第百三十二条第一項の規定による検査の権限を除く。）」を加え、同条第二項中「第一号」を「第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「及び第百三十四条の二」を削り、「権限」を「報告の徴収の権限」に改め、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、「又は検査」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第百三十四条の二の規定による権限（全国土地改良事業団体連合会に係るものを除く。）

（農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「消費・安全局表示・規格課」を「食料産業局食品製造課」に改め、「及び地方農政局の地域センター」及び「及び北海道農政事務所の地域センター」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

（卸売市場法施行規則の一部改正）

第六条　卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「農林水産大臣の権限」の下に「（法第四十八条第一項の規定による立入検査の権限を除く。）」を、「第四十八条第一項の規定による」の下に「報告又は資料の提出を求める」を加える。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十七条第十四項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部改正）

第七条　エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十七条第十四項の規定による立入検査証の様式を定める省令（昭和五十四年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

様式の表面中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「地方農政局長」を「地方農政局長又は北海道農政事務所長」に改め、同様式の裏面中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては、当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長）」を「地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長。第三十三条を除き、以下同じ。）」に改める。

第二十一条第一項中「（北海道にあっては、北海道農政事務所長。第三十三条を除き、以下同じ。）」を削る。

第三十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に改め、同項を同条第二項とする。

別記様式第一号中「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を「地方農政局長」に改める。

別記様式第十三号の裏面中「3　前項の規定により地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に委任することができる。」を削り、同様式の備考2中「、地方農政局若しくは北海道農政事務所の地域センターの長」を削る。

（農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令）

第九条　農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十七年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一号中「経理課長」を「予算課長（農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第十三条第一項の規定により大臣官房に置かれる参事官が同条第二項の規定により命を受けて同令第十七条第一号（予算の執行及び会計に係るものに限る。）及び第二号から第九号までに掲げる事務に参画する場合にあっては、当該参事官）」に改め、第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　政策統括官

第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（通知に関する経過措置）

第二条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十九条第四項の規定により、地方農政局長がすべき通知（土地改良法第百三十二条第二項の規定による検査に係るものに限る。）については、この省令の施行後は、農林水産大臣がすべきものとする。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。